

令和5年度 石川県巨樹の会収支決算書

別紙 1

自 令和 5年 4月 1日
至 令和 6年 3月 31日

収入 995,225円 支出 776,170円 剰余金 219,055円

収入 (単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差引増減	備 考
1 会 費	520,000	480,000	△ 40,000	
(1) 個人会員	390,000	390,000	0	130人×3,000円
(2) 法人会員	130,000	90,000	△ 40,000	9法人×10,000円
2 事業収入	415,000	270,000	△ 145,000	
(1) 購読料	35,000	35,000	0	7口×5,000円
(2) 負担金	380,000	235,000	△ 145,000	巨樹探訪会
(3) 調査収入	0	0	0	
3 その他収入	53,348	93,573	40,225	
(1) 補助金	50,000	50,000	0	石川県緑化推進委員会
(2) 寄付金	0	0	0	
(3) 雑収入	3,348	43,573	40,225	原稿料、北國総研旅費
4 積立金戻入	30,000	0	△ 30,000	
5 繰越金	151,652	151,652	0	
計	1,170,000	995,225	△ 174,775	

支出 (単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差引増減	備 考
1 事務費	94,000	56,610	△ 37,390	
(1) 旅費交通費	20,000	17,940	△ 2,060	シンポジウム参加旅費
(2) 通信費	12,000	1,820	△ 10,180	ハガキ代、郵送料
(3) 消耗品費	50,000	25,520	△ 24,480	コピー代、文具、封筒印刷費等
(4) 事務所費	11,000	11,000	0	事務所使用料
(5) 雑費	1,000	330	△ 670	手数料
2 事業費	1,026,000	719,560	△ 306,440	
(1) 会報	360,000	358,141	△ 1,859	2回発行(印刷費・送料等)
(2) 巨樹探訪会	263,000	238,382	△ 24,618	2回(バス代等)1日コース2回
(3) 調査普及費	130,000	33,156	△ 96,844	環境フェア、ホームページ管理費等
(4) データベース整理	50,000	1,900	△ 48,100	伸縮ポール
(5) 巨樹保護活動等受託事業費	30,000	0	△ 30,000	
(6) 会議費	130,000	25,778	△ 104,222	総会、会場借上費、講演会謝礼等
(7) 諸会費	63,000	62,203	△ 797	全国巨樹・巨木林の会等
3 予備費	50,000	0	△ 50,000	
計	1,170,000	776,170	△ 393,830	

貸借対照表

(令和6年3月31日現在)

(単位：円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	金 額	備 考	科 目	金 額	備 考
現金	53,391		未払い金	0	
預金	147,888		預り金	168,000	R6年度会費
郵便振替口座	215,776		積立金	30,000	巨樹保護活動等受託費
未収金	0		剰余金	219,055	
計	417,055		計	417,055	

監 査 報 告 書

令和5年度事業報告及び収支決算について監査したところ、事業の執行並びに会計諸帳簿、証拠書類等いずれも正確適正に処理されていたことを認めます。

令和 6年 3月27日

監 事 坂口 浩一郎 (印)

監 事 四柳 光樹 (印)

令和6年度 収支予算書(案)

自 令和 6年 4月 1日
至 令和 7年 3月 31日
(単位:円)

収入

科 目	前年度予算額	令和6年度予算額	備 考
1 会 費	520,000	430,000	
(1) 個人会員	390,000	300,000	100人×3,000円
(2) 法人会員	130,000	130,000	13法人×10,000円
2 事業収入	415,000	1,035,000	
(1) 購読料	35,000	35,000	7口×5,000円
(2) 負担金	380,000	1,000,000	巨樹探訪会、合同役員会
(3) 調査収入	0	0	
3 その他収入	53,348	55,945	
(1) 補助金	50,000	50,000	石川県緑化推進委員会
(2) 寄付金	0	0	
(3) 雑収入	3,348	5,945	原稿料、旅費等
4 積立金戻入	30,000	30,000	
5 繰越金	151,652	219,055	
計	1,170,000	1,770,000	

支出

(単位:円)

科 目	前年度予算額	令和6年度予算額	備 考
1 事務費	94,000	56,000	
(1) 旅費交通費	20,000	20,000	
(2) 通信費	12,000	5,000	ハガキ代、郵送料等
(3) 消耗品費	50,000	30,000	コピー代、文具等
(4) 事務所費	11,000	0	事務所使用料 (R5迄)
(5) 雑費	1,000	1,000	手数料等
2 事業費	1,026,000	1,664,000	
(1) 会 報	360,000	360,000	2回発行(印刷費、送料等)
(2) 巨樹探訪会	263,000	1,021,000	2回(バス代等) 春季…35周年記念
(3) 調査普及費	130,000	40,000	環境フェア、ホームページ管理費
(4) データベース整理	50,000	20,000	巨樹調査等
(5) 巨樹保護活動等受託事業費	30,000	30,000	
(6) 会 議 費	130,000	130,000	総会、理事会、合同役員会等
(7) 諸 会 費	63,000	63,000	全国巨樹・巨木林の会等
3 予備費	50,000	50,000	
計	1,170,000	1,770,000	

石川県巨樹の会規約（案）

第 1 章 総 則

（名 称）

第1条 本会は、石川県巨樹の会と呼びます。

（事務所所在地）

第2条 事務所は、金沢市保古町ホ99-1を所在地とします。

（目 的）

第3条 本会の目的は、豊かな緑づくりの一環として貴重な巨樹・老樹等の保存と、その環境整備並びに樹の文化等について普及活動を行うこととします。

（事 業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次のことがらを行います。

- (1) 貴重な巨樹・老樹等の保存のための意見具申と広報活動
- (2) 貴重な巨樹・老樹等の保護育成技術並びにその環境整備に関する調査研究と指導
- (3) 巨樹・老樹等の文化的価値、工芸的価値についての調査研究と普及
- (4) これらに関する各種団体との連絡調整
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会 員

（会 員）

第5条 会員は、第3条の目的に賛同した個人又は法人とします。

（加 入）

第6条 会員になろうとする者は、加入申込を会長に届出しなければなりません。

また、会員の家族の入会希望者は、届出により準会員とします。

（退 会）

第7条 会員は、退会しようとする時は、その旨を会長に届け出なければなりません。また、会費を納入しない場合は退会とみなします。

（除 名）

第8条 会員が、次の各項に該当したときは、総会の決議により、これを除名することができます。

- (1) 会の名誉をきそんしたとき
- (2) 規約に反する行為をしたとき

（抛出金品の不返還）

第9条 退会または除名された会員が、すでに納入した会費、その他の抛出金品は返還しません。

（役員の設定及び選任）

第10条 本会に次の役員を設けます。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 理 事 18名以内（会長・副会長を含む）
- (4) 監 事 2名（代表監事を含む）

2 役員は、総会において選任します。

3 理事は、互選により専務理事1名及び、常務理事1名を定めます。

(役員の仕事)

第11条 会長は、本会の代表として会務を行います。

2 副会長、専務理事及び常務理事は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行します。

3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定します。

(任期)

第12条 役員の仕事は、2年とします。ただし再任されることがあります。

(顧問・相談役・運営委員・地区委員)

第13条 本会に、顧問、相談役及び運営委員、地区委員をおくことができます。

第3章 会議

(種別)

第14条 総会は、次の事項を議決します。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の承認
- (3) その他、この会の運営に関する事項

2 理事会は、次の事項を議決します。

- (1) 総会で議決した事項の執行に関すること。
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他、総会の議決を要しない執行に関する事項

(総会)

第15条 通常総会は、毎年4月に開催します。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、また、会員の5分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催します。

(招集)

第16条 会議は、会長が招集します。

(議長)

第17条 総会の議長は、その総会において、出席会員のうちから選任します。

(定足数)

第18条 会議は、総会においては出席会員数、理事会においては理事の2分の1以上の出席により成立します。

(議決)

第19条 総会の議事は、この規約に別に規定するもののほか、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところとします。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決します。

(書面表決等)

第20条 会議に出席できない会員または理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または、他の構成員を代理人として表決を委任することができます。

(議事録)

第21条 会議の議事については、議事録を作成します。

2 議事録には、議長及び出席した会員または、理事のうちから2名が署名します。

第4章 資産及び会計

(資産の構成)

第22条 この会の資産は、次に上げるものとします。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(予算及び決算)

第23条 この会の収支予算は、年度開始前に総会の議決により定め、収支決算は、年度終了後1ヶ月以内にその年度の財産目録とともに、監事の監査を経て総会の承認を得なければなりません。

(会計年度)

第24条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日を終わりとしてします。

第5章 雑 則

(規約の変更)

第25条 この規約は、総会において、出席会員の4分の3以上の同意を得なければ変更することができません。

(施 行)

第26条 この規約は、設立日である平成元年4月22日より施行します。

(委 任)

第27条 この規約の施行に関し、必要な事項は、理事会の議決を経て定めます。

平成	元年4月22日	制 定
平成	2年4月20日	一部改正
平成	11年4月17日	一部改正
平成	16年4月24日	一部改正
平成	20年5月10日	一部改正
平成	21年5月 9日	一部改正
平成	23年4月23日	一部改正
平成	27年4月25日	一部改正
平成	31年4月20日	一部改正
令和	6年4月20日	一部改正

※下線が今回の変更箇所

報告事項

2024(令和6)年度 運営委員及び地区委員の委嘱について

2024(令和6)年度の運営委員及び地区委員を次の方々をお願いします。

区 分		氏 名				
運 営 委 員	総合企画部会	高木 政喜	北川 正司	濱野 一郎	上田 哲男	間明 弘光
			竹上 勉	三浦 敏夫	千木 容	疋田 國博
			八木 豊夫	谷光 直樹	谷内口孝治	矢田 豊
			盛本 立子	藤田 洋司		
	会報部会	竹上 勉	間明 弘光	北川眞由美	谷光 直樹	砂山亜紀子
			谷内口孝治	三浦 敏夫		
	巨樹探訪部会	北川 正司	濱野 一郎	竹上 勉	藤田 洋司	山森 三鈴
	巨樹データ管理部会	上田 哲男	濱野 一郎	北川 正司	間明 弘光	上田 博文
			藤田 洋司	矢田 豊	一二三悠穂	北川眞由美
	財務・庶務部会	間明 弘光	上田 哲男	三浦 敏夫	北川 正司	
樹木部会	谷光 直樹	千木 容	八木 豊夫	松枝 章	疋田 國博	
		立花 栄志	上田 博文			
地 区 委 員 (調 査 普 及)	加 賀	間明 弘光				
	小 松・能 美	立花 栄志	長清 幸子			
	白 山・野々市	古谷浩一朗	八木 豊夫	大深 伸尚		
	金 沢	上田 哲男	山森 三鈴	笠間 久司	一二三悠穂	上田 博文
	かほく・河北郡					
	羽咋・羽咋郡	谷光 直樹	大橋 武俊			
	七尾・鹿島郡	谷光 直樹				
	輪島・鳳珠郡	森倉 正信	皆森 斎	一二三悠穂		
珠洲	尾重 和彦	谷内口孝治				

※太字は部会長

赤字は新任

その他報告

① 能登半島地震の対応について

令和6年1月1日発生の能登半島地震につきまして、被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。

本会として、何かご支援出来ることがないか役員会で検討いたしました。

御見舞金の募集等検討しましたが募集方法、提出窓口等々の問題があることから内灘町以北の市町村在住の個人会員を対象に令和6年度分会費を免除させて頂くこととして、去る3月の会報発送に併せて該当者へその旨を記載した案内書を在中させて頂きました。

会員の皆様方への報告と事後となりましたことについてお詫びを申し上げます。

② 手取川環境総合調査報告について

令和5年度より、北國新聞社が主催する「手取川環境調査」の樹木・植物班の委員に加わり、手取川流域の巨樹調査を行っており、1年目の調査を終了しました。

調査対象とした巨樹は、白峰「市ノ瀬のコモチカツラ」と下吉野「御仏供杉」です。

・市ノ瀬のコモチカツラ

5月11日に現地調査を行い、幹周15.9m、樹高38m

・御仏供杉

11月27日に現地調査を行い、幹周8.9m、樹高27m

となり、いずれも周辺環境に特に問題はなく、生育状態も良好と診断されました。

特に、御仏供杉については前回測定した平成12年より1m70cm増加しており、

今なお生長し続けている巨樹の逞しさを知り、改めて感動いたしました。

③ 巨樹データ管理部会巨樹DB公開について

2008（平成20）年に会創立20周年を記念し、石川県内の全ての市町村で確認された巨樹データ2,363本をまとめた「20周年記念誌」（以下記念誌）を発行いたしました。これは全国的に見ても先進的な取り組みで本会の貴重なデータとして大切に保存されてきました。

その後も調査は行われ、新たに見出された巨樹や再調査をすることによって成長の過程を測定したものと共に枯死や伐採などで消滅したものなどを記録した結果、合計2,608本のデータとなりました。これをベースに更なる調査やデータの肉付けが行えるよう一本一本に番号を付け重複や漏れなどが無いように図るとともに、これらのデータをエクセルデータとしてまとめる作業を進めて参りましたので公開を予定しています。公開は本会のホームページに掲載いたしますので是非ご覧頂きますようお願いし報告に代えさせていただきます。

石川県巨樹の会 創立35周年記念春季探訪会 (兵庫・大阪・京都)

日 程: 令和6年5月25日(土)、26日(日) 金沢駅金沢港口(西口)集合7:15(7:30 出発) (翌 18:00 解散)

No.	固有名称	指定	幹周(m)	樹高(m)	所在地	備考
1	兵庫県 柏原の大ケヤキ (木の根橋)	県指定	6.4	25	兵庫県丹波市柏原町柏原5-1 ☎	ケヤキの根が幅6mの奥村川をまたいで自然の橋を架けた形で四季を通じて町民に親しまれている。丹波市柏原町は全国巨木フォーラムの記念する第1回(昭和63年10月)開催地です。第17回大会も開催。
2	追手神社のモミ	国指定	7.8	34	丹波篠山市大山宮300 ☎	千年樅とも言われ環境省調査で日本一と認定された巨樹で樹勢はおう盛です。幹は左にねじれる様に成長する姿は樅独特です。
3	大阪府 倉垣天満宮のイチヨウ	府指定	8.2	23	大阪府豊能郡能勢町倉垣989	天満宮の御神木として氏子の皆様が大切に守ってきた一本で特に黄葉は見事。
3	野間の大ケヤキ	国指定	14	25	大阪府豊能郡能勢町野間稲地251-1 ☎	全国的に樺の巨樹が少くなる中、日本を代表する一本です。推定樹齢1000年と言われ地元の町民に愛され樹の脇にはケヤキ資料館も開設されている。
4	薫蓋樟	国指定	12.5	24.4	大阪府門真市三ツ島1-15-20 三島神社境内 ☎	大阪府内の国指定天然記念物と言えば「野間の大ケヤキ」と「薫蓋樟」です。まさに小さな三島神社の境内全体を樹冠で蓋をした様な状態から本樹の名前がついたとも。
5	京都府 竹の郷温泉 万葉の湯	宿泊			京都府京都市西京区大原野東境谷町2丁目4-1 ☎075-333-4126	
6	善峰寺 遊竜松	国指定	推定樹齢 600年	全長 37m	京都市西京区大原野小塩町1372 ☎075-331-0020	五代将軍綱吉の母、桂昌院が元禄年間に寄進したと伝わる五葉松の幹がうねる様に南北に伸びその長さ24m。又、西山連山の中腹の境内から古都を一望できます。
7	二条城	世界遺産			京都市中京区二条通り ☎075-841-0096	国宝、重要文化財、特別名勝をたつぷり堪能下さい
8	京都ハンディクラフトセンター	昼食				
9	京都御所	国民公園			京都市上京区京都御苑 ☎075-211-6348	貴重な体験です。御所内にも銀杏、棕の巨樹もあります。※写真撮影は可能ですが飲酒はご法度です。

参加費用: 会員、会員外共に3.5万円(宿泊、昼食1回分、入館料、保険等含む)、1日目昼食各自持参